

さいたま市告示第594号

さいたま市民の日条例（令和3年さいたま市条例第1号）第4条に規定する市の設置した公の施設の利用に係る使用料又は料金で市長が指定するものは、次のとおりとする。

令和7年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 さいたま市見沼ヘルシーランドの利用料金
- 2 さいたま市浦和駒場体育館のトレーニング室の利用料金（個人利用に限る。）
- 3 さいたま市大宮体育館の体力測定室兼トレーニング室の利用料金（個人利用に限る。）
- 4 さいたま市浦和西体育館のトレーニング室の利用料金（個人利用に限る。）
- 5 さいたま市記念総合体育館のトレーニング室・フィットネススタジオ及び温水プールの利用料金
- 6 さいたま市大宮盆栽美術館の観覧料（個人の観覧料に限る。）
- 7 さいたま市岩槻人形博物館の観覧料（個人の観覧料に限る。）
- 8 さいたま市桜環境センター余熱体験施設の使用料
- 9 岩槻温水プールの利用料金（専用利用及びコインロッカーの利用料金を除く。）
- 10 岩槻文化公園のトレーニング室の利用料金
- 11 三橋総合公園のトレーニング・エリア及び屋内プールの利用料金（専用利用及びコインロッカーの利用料金を除く。）
- 12 浦和総合運動場のトレーニング場の利用料金
- 13 駒場運動公園の競技場の利用料金（専用を除き、共用に限る。）
- 14 沼影公園の屋内プールの利用料金（専用利用を除き、通常利用に限る。）
- 15 下落合プールの屋内プールの利用料金（コインロッカーの利用料金を除く。）
- 16 さいたま市青少年宇宙科学館のプラネタリウム入場料（個人の入場料に限る。）
- 17 さいたま市宇宙劇場ホールのプラネタリウム入場料（個人の入場料に限る。）
- 18 さいたま市うらわ美術館の企画展の観覧料（個人の観覧料に限る。）
- 19 さいたま市健康福祉センター西楽園の利用料金
- 20 さいたま市健康福祉センター東楽園の利用料金（専用利用を除く。）